

# 「富士川町こどもの権利条例」<sup>けんりじょうれい</sup>について学習資料

富士川町議会「こども条例制定に関する特別委員会」

富士川町議会では、「こども条例」制定に向けて取り組んでいます。令和7年3月議会に「富士川町こどもの権利条例」として議員発議（議員が議案として提案すること）し、町の条例にしていく予定です。皆さんに「富士川町こどもの権利条例」について理解を深めてもらうために学習資料を作成しました。こどもの皆さんには、少し難しいと思いますが、家族や友達と一緒に学習して下さい。

## I 条例ってなんだろう

「条例」とは、地方公共団体（県・市町村自治体）が、国の法令に違反しない範囲内で議会の議決により制定することができる独自の自治立法（決まり）」です。条例は、町など限られた地域の中での決まりとして効力を持ちます。「迷惑防止条例」<sup>めいわくぼうしじょうれい</sup>のように違反をする<sup>いはん</sup>と罪になる罰則規定<sup>ばっそくきてい</sup>を持つ条例もあります。地域に住む人たちの意識を高め合うことを目的にして拘束力<sup>こうそくりょく</sup>や罰則<sup>ばっそく</sup>がない条例もあります。

全国には、ユニークな条例もあります。\*条例を調べてみましょう

「迷惑防止条例」<sup>めいわくぼうしじょうれい</sup>（47都道府県と一部の市町村）

「乾杯条例」<sup>かんぱいじょうれい</sup>（180を超える自治体） お酒だけでなく「牛乳や緑茶乾杯条例」も

「朝ごはん条例」<sup>あさめしじょうれい</sup>（青森県鶴田町）

「梅干しでおにぎり条例」（和歌山県みなべ町）

「雪となかよく暮らす条例」（秋田県横手市）

「あついぞ！熊谷お祭り条例」<sup>くまがい</sup>（埼玉県熊谷市）<sup>くまがやし</sup>

まだまだあるよ

## II 「人権」ってなんだろう「こどもの権利」って

「人権」：人が生まれつき持っている、人としてあたりまえに生きる権利

あたりまえ：だれもがみんな同じように、平等に。

### 憲法の三原則

「**国民主権**（**主権在民**）」：国のあり方を決める権利は国民にある。

国の政治は、国の主人公である国民の声で進める。

「**平和主義**」：日本は、決して戦争をしない。戦争のための陸軍・海軍・空軍などの戦力を持たない。

「**基本的人権の尊重**」：だれもが生まれつき持っている人間らしく 生きる権利を大切にする。

\*憲法の**基本的人権**について調べてみましょう。

**基本的人権** 人間らしく生きる権利

- ① 自由権：思想・良心、信教、学問、表現、**職業選択**の自由など
- ② 平等権：だれもがいかなる差別的なあつかいを受けない権利
- ③ 社会権：生存権（健康で文化的な最低限度の生活をいとむ権利）  
教育を受ける権利など
- ④ **参政権**：政治に参加する権利 選挙する権利 立候補する権利
- ⑤ 請求権：裁判を受ける権利など

「こどもの権利」：こどももおとなと同じように「人権」があります。

人として生きて成長していくために様々な権利を持っています。

\*こどもだけが持っている権利もあります。

「こどもの権利」について、「富士川町こどもの権利条例」案で考えて下さい。

「子どもの権利条約」・「こども基本法」も参考にして下さい。

こどもたち一人ひとりが、固有な人格と個性、人権を持つかけがえのない存在です。

「**人権侵害**」とは：他の人の人権を踏みにじる行為です。

暴力で体にダメージをあたえたり、不適切な言葉で心を傷つけたり、差別をしたりすることなど他の人の人権を踏みにじることが人権侵害にあたります。

「虐待」「放置や無視」「体罰」「いじめ」「ハラスメント（いやがらせの言動）」など

は人権侵害になります。

「最大の人権侵害」は、かけがえのない命を無差別にうばう戦争は、最大の人権侵害です。

## 21世紀は、人権の時代。

人類の歴史や世界大戦の反省から21世紀は、一人ひとりの人権を大切にする「人権の時代」だと言われています。

### 「世界人権宣言」からスタート

二度にわたる世界大戦の反省から、1948年パリで開かれた第3回国連総会で、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択され、「人権の時代」がスタートしました。

\* 「世界人権宣言」について調べてみましょう。

## III 「子どもの権利条約（政府訳：児童の権利に関する条約）」について

「条約」ってなんだろう：国際法に基づいて、合意する国家間で結ばれる文章による法的約束です。原則として当事国の憲法上の制約や手続きに基づき、国際法に反しないすべての内容を条約として採択・批准（条約に拘束されることへの国の同意）できます。批准した条約は、国内法として拘束力を持ちます。

\* いろんな条約について調べてみましょう。

- ・日米安全保障条約
- ・核兵器撤廃条約
- ・ラムサール条約
- ・ワシントン条約
- ・京都議定書

### 「子どもの権利条約」とは

こどもが一人の人間として基本的人権を有し、行使する権利を保障するための条約であり、世界中の全てのこどもが、学んだり余暇を楽しんだりしながら自由に活動し、おとなたちや地域社会や国から守られたり援助されながら成長していく権利があると定められています。

こどもは、保護される存在というより、おとなと同じように権利の主体者であるという「こども観」への転換が示されています。

につぼんせいふじょうやくひじゅん じょうやくていけつこく  
日本政府条約批准から条約締結国に

日本は、1994年（平成6年）4月に批准<sup>ひじゅん</sup>し、5月に条約として、日本国内において法的効力<sup>ほうてきこうりょく</sup>を持つようになりました。

## 「子どもの権利条約」の内容について

### 権利条約における「4つの原則（条約の理念）」

- 『生命、生存、発達に関する権利』 命や健康生活が守られ安心して成長できること  
全てのこどもの命が守られ、個々の能力を十分に伸ばして成長できるように  
医療・教育・生活等への支援を受けることが保障されます。
- 『子どもの最善の利益』 子どもにとって最も良いことを。  
子どもに関することが行われるときには、その子ども(子どもたち)にとって  
最も良いことを第一に考えます。
- 『子どもの意見の尊重』 意見を表明して参加できること。  
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を述べることができ  
ます。おとなは、その意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。
- 『差別の禁止』 いかなる差別もない社会・世界の実現  
すべてのこどもは、子ども自身や親の人種や出生・性別・障がい・  
<sup>けいざいじょうきょう</sup>経済状況・意見主張など、どんな理由でも差別されず、条約が定める全て  
権利が保障されます。

### 権利条約が定める権利

- ☆ 『生きる権利』 命が守られ、健康かつ人間らしい生活を送ることができる権利
  - ☆ 『成長する権利』 個々の才能を伸ばし、心身共に健康に成長できることが保障される権利
  - ☆ 『守られる権利』 暴力・虐待<sup>ぎゃくたい</sup>・搾取<sup>さくしゅ</sup>・誘惑<sup>ゆうわく</sup>等から守られ、幸せに生きられる権利
  - ☆ 『参加する権利』 意思が尊重<sup>そんちよう</sup>され、他の権利を侵害しない範囲で自由に発言したり活動したりすることができる権利
- \* 「子どもの権利条約」について調べてみましょう。

すでに学習されているかもしれませんが「子どもの権利条約」について少し紹介します。

- 第1条 【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。
- 第3条 【子どもにとって最も良いことを】 子どもに関係あることが決められ、行なわれるときには、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えなければなりません。
- 第6条 【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利を持っています。
- 第12条 【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係あることについて自由に意見を表す権利を持っています。その意見は、子どもの発達に応じて、十分考慮されなければなりません。
- 第28条 【教育を受ける権利】 子どもは、教育を受ける権利を持っています。
- 第31条 【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動ぶんかげいじゅつかつどうに参加したりする権利を持っています。
- 第38条 【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。(世界では、こどもが戦場にかりだされる状況もあります。)  
子どもの権利条約カードブック (発行：(公財)日本ユニセフ協会)

「子どもの権利条約」による国や地方自治体の取り組みの必要性

- 条約について国民やこどもに知らせていく。
- こどもにとって最も良いことに取り組んでいく。  
こどもにとってより良い政策や取り組みを推進していく。  
取り組んだことを国連の「子どもの権利委員会」に報告する。
- 国内法の整備 ⇒ 条約の内容に合わせて国内法を改正する。
  - ・民法(成年年齢関係)の一部改正 ⇒ 成年年齢を20歳から18歳に。  
高校生も選挙権を持つようになりました。
  - ・家事事件手続法かじじけんてつづきほうの一部改正 ⇒ 親の離婚りこんに伴い親権しんけんや面会交流などについて  
こどもが、裁判所さいばんしょで直接意見を述べるができるようになりました。

### 「こども基本法」の成立

「子どもの権利条約」や日本国憲法の精神を大切にし、こどもの権利保障を推進し、こどもにとって最も良いことに取り組んでいくことを目的に、「こども基本法」が制定されました。(「こども基本法」については、次に説明します。)

## IV 「こども基本法」について

「こども基本法」は子どもの権利を保障する総合的な法律になります。これまでも、こどもに関する法律はたくさんありました。

これからは「こども基本法」が、こどもに関する法律の大元おおもとになります。

## 「こども基本法」の成立とこども<sup>かていちようせつちほう</sup>家庭庁設置法の成立 2022年6月国会で成立

こども基本法は2023年4月1日に国民に知らせました。

### 「こども基本法」の理念（子どもの権利条約の理念を共有）

- ① 全てのこどもについて、個人として<sup>そんちよう</sup>尊重されること。
  - ・<sup>きほんてきじんけん</sup>基本的人権が尊重されること。
  - ・差別的取り扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること。
  - ・生活を保障されること。
  - ・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法<sup>きょういく</sup>の精神にのっとり教育を受ける権利が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもが年齢及び発達<sup>じこ</sup>の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に  
関して、意見を表明する機会、および多様な社会的活動<sup>さんかく</sup>に<sup>きかい</sup>参画する機会が保障  
されること。
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達<sup>じこ</sup>の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が  
<sup>ゆうせん</sup>優先して<sup>こうりよ</sup>考慮されること。
- ⑤ こどもの養育は、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一に責任を  
果たします。国や地方自治体は、家庭での十分な<sup>よういく</sup>養育が<sup>こんなん</sup>困難なこどもの<sup>せいかつかんきよう</sup>生活環境  
の支援をします。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに<sup>ともな</sup>伴う<sup>じっかん</sup>喜びを<sup>しゃかいかんきよう</sup>実感できる、<sup>せいび</sup>社会環境の整備を  
します。

「こども大綱」：2023年12月22日に<sup>かくぎけつてい</sup>閣議決定（<sup>ないかくそうりだいじん</sup>内閣総理大臣を中心に内閣で

決めること）されました。

「こども大綱」＝こどもが生きやすい社会を実現するための、施策を考える大元となる  
方針。地方自治体に新たな「こども計画」の作成と関連して、「こども

<sup>たいこう</sup>大綱」の作成努力を<sup>ようせい</sup>要請しています。

## こども家庭庁による「こどもまんなか社会」の提案

こども家庭庁は、こどもにとって最善の利益になるような取り組みや政策を、国のビジョンの中心に据えるように提案しています。全てのこどもが、権利を保障されながら幸せに暮らすこやかに成長できるよう、社会全体で後押しすることを目標にしています。そのためには、こどもたちの考えや意見を積極的に取り入れ、政策に生かしていくことを求めています。

\* 「こども基本法」について調べてみましょう。

\* QRコードから「子どもの権利条約」「こども基本法」の理解を深めてみましょう。



子どもの権利条約 子ども向け学習サイト

出典：(公財) 日本ユニセフ協会



学習動画「ジーン&ケーン 学んでみよう！こどもの権利～みんなが大切にされる毎日を～」

出典：(公財) 日本ユニセフ協会



東京都こども条例動画 高学年向け 中学生向け

\* 「富士川町子どもの権利条例」(案) を調べてみましょう。

質問や意見がありましたら議会事務局までメールでご連絡ください。

【 メールアドレス：gikai@town.fujikawa.lg.jp 】